

永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第33号

永平寺町附属機関整備に伴う関係条例の一部を改正する条例

(永平寺町防災会議条例の一部改正)

第1条 永平寺町防災会議条例(平成18年永平寺町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「所掌事務及び組織」を「組織及び運営に関し必要な事項」に改める。

第2条第2号中「町長の諮問に応じて永平寺町の地域」を「防災」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条を次のように改める。

(委員の構成)

第3条 防災会議の委員の定数は20人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福井県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 永平寺町消防本部消防長及び永平寺消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

2 前項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は再任されることができる。

第5条の見出しを「(会議)」に改め、同条中「この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める」を「防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する」に改め、同条に次の5項を加える。

2 会長は、委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会長は、議長となる。

4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開

くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(会長)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

本則に次の3条を加える。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第9条 防災会議の庶務は、永平寺町役場防災安全課において処理する。

(永平寺町水防協議会条例の一部改正)

第2条 永平寺町水防協議会条例(平成18年永平寺町条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町水防協議会設置条例

第1条中「水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項」を「水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(会長及びその代理者)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

協議会に会長及び副会長各1名を置き、互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

第4条に次の1項を加える。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「(任期)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「組織」を「委員の構成」に改め、同条中「会長1人及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水防計画の審議に関すること。
- (2) 水防に関し、重要な事項の調査審議に関すること。
- (3) 水防に関し、関係機関等への意見具申に関すること。

第6条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

会長は会議を招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

第6条に次の1項を加える。

4 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(庶務)」に改め、同条第1項を次のように改める。

協議会の庶務は、永平寺町役場防災安全課において処理する。

第8条第2項及び第3項を削り、同条を第11条とする。

第7条の次に次の3条を加える。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第9条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第10条 協議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(永平寺町社会教育委員条例の一部改正)

第3条 永平寺町社会教育委員条例(平成18年条例第75号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町社会教育委員設置条例

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第6条を削る。

本則に次の6条を加える。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員の中に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総括し、委員を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、教育委員会が招集する。
- 2 委員長は、教育委員会から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
  - 3 委員長は、議長となる。
  - 4 委員長は、第4条に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
  - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 6 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

- 第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

- 第9条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

- 第10条 委員は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

(庶務)

- 第11条 委員の庶務は、永平寺町役場生涯学習課において処理する。

第2条の見出しを「(委員の構成)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

- 第2条 委員は、社会教育に関し永平寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に助言するため、次に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
  - 3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(永平寺町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第4条 永平寺町スポーツ推進審議会条例(平成18年条例第79号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町スポーツ推進審議会設置条例

第1条の見出し中「趣旨」を「設置」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「基づき」を「基づき、」に、「に関し必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

第3条を削る。

第2条の見出し中「組織」を「委員」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が町長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 審議会は、永平寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

第4条の見出し中「委員の」を削り、同条第1項中「前条第1号」を「前条第2項第1号」に改め、同条第3項中「前条第2号」を「前条第2項第2号」に改める。

第5条を削り、第4条の次に次の1条を加える。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

第6条を削り、第4条の次に次の5条を加える。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、教育委員会から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 審議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、教育長に意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、永平寺町役場生涯学習課において処理する。

(永平寺町介護保険条例の一部改正)

第5条 永平寺町介護保険条例(平成18年永平寺町条例第108号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 介護保険運営協議会(第12条—第15条)」を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

#### 第4章 削除

第12条から第15条まで 削除

(永平寺町都市計画審議会条例の一部改正)

第6条 永平寺町都市計画審議会条例(平成18年永平寺町条例第133号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 永平寺町都市計画審議会設置条例

第3条の見出し中「組織」を「委員の構成」に改め、同条第2項中「町長が」の次に「委嘱し、又は」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第3項中「し、又は任命」を削り、同条第4項中「され、又は解任」を削る。

第5条の見出し中「会長」の次に「及び副会長」を加え、同条第1項中「会長」の次に「及び副会長」を加え、「選挙」を「互選」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

第6条の見出し中「議事」を「会議」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

第6条に次の2項を加える。

4 会長は、議長となる。

5 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

い。

第9条を削る。

第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 審議会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(永平寺町障害支援区分判定審査会に関する条例の一部改正)

第7条 永平寺町障害支援区分判定審査会に関する条例(平成18年永平寺町条例第154号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町障害支援区分判定審査会条例

第1条から第5条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第15条の規定に基づく障害支援区分判定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給申請について、「障害支援区分に関する省令」に定める障害支援区分を基準として審査及び判定を行う。

(委員の構成)

第3条 審査会の委員の定数は5名以内とし、次の各号に定める分野に関する学識経験者等より選出し、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医療分野

(2) 保健分野

(3) 福祉分野

2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

2 会長は、議長となる。

3 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

本則に次の6条を加える。

(委員の除斥)

第6条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 審査会は、審査した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

(永平寺町国民保護協議会条例の一部改正)

第8条 永平寺町国民保護協議会条例(平成18年永平寺町条例第162号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第9条を削り、第8条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第10条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

第7条を第8条とする。

第6条に次の1項を加える。



5 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を調査し、審議する。

(永平寺町景観条例の一部改正)

第9条 永平寺町景観条例(平成23年条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第8章 景観審議会(第25条) 」を  
第9章 雑則(第26条)

「第8章 雑則(第25条)」に改める。

第9条第4号中「第1項」を削る。

第8章を削る。

第9章中第26条を第25条とする。

第9章を第8章とする。

(永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「永平寺町都市計画審議会条例」を「永平寺町都市計画審議会設置条例」に改める。

(永平寺町行政不服審査会条例の一部改正)

第11条 永平寺町行政不服審査会条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条から第8条までを次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(委員)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 町長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、前条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

本則に次の3条を加える。

(意見書等の提出)

第9条 審査会は、調査審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、永平寺町役場総務課において処理する。

附則第2項中「第5条第1項」を「第3条第2項」に改める。

(永平寺町附属機関設置条例の一部改正)

第12条 永平寺町附属機関設置条例(令和元年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

(附属機関の設置)

第2条 附属機関として、次のものを常に置く。

附属機関の名称	担任する事務
介護保険運営協議会	法律の規定による介護保険事業計画の策定又は変更、介護保険条例及びその他諸規程の制定改廃、介護保険に関する趣旨の普及、宣伝及びその方法並びに施策の実施状況の調査、介護保険特別会計保険事業勘定、永平寺町介護認定審査会勘定並びに介護サービス事業勘定の予算編成及び執行、介護問題並びに介護サービス提供機関及び被保険者及び第1号被保険者保険料の料率並びに徴収及び減免並びに保険福祉事業等に関する事務
老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置の要否及び入所継続の要否について判断に関する事務
在宅医療介護連携推進協議会	在宅医療・介護の実施把握、連携への課題抽出と解決策検討及び地域の医療と介護関係者の研修等に関する事務
健康づくり推進協議会	各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導及び食生活改善等地区の衛生組織育成並びに健康づくりの知識の普及等に関する事務
入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議に関する事務
安心安全まちづくり協議会	防犯意識の高揚及び啓発活動、町民等の自主的防犯活動の推進及び町域における犯罪防止に配慮した環境整備並びに関係団体との連携及び情報交換に関する事務
指定管理者評価委員会	指定管理者が行う公の施設の管理運営業務の評価及び指定管理者及び施設所管課に対する指導、助言を行うこと並びにその他指定管理制度に関する事項への助言を行うことに関する事務
まちひとしごと創生総合戦略検証委員会	まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項についての調査審議に関する事務
地域公共交通会議	道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項についての審議等に関する事務

景観審議会	良好な景観の形成に必要な事項についての調査及び審議に関する事務
心身障がい児就学支援委員会	心身障がい児の就学に関する重要事項の調査及び審査に関する事務
男女共同参画推進委員会	永平寺町男女共同参画計画の推進に関する協議・助言及び普及啓発及び男女共同参画に関する調査及び研究並びにその他男女共同参画施策の推進のために必要な事項に関する事務
食育地産地消推進委員会	食育及び地産地消を推進するための方針検討及び実施、食育及び地産地消に関する調査及び研究、食育及び地産地消に係る施策推進への協力・普及啓発に関する事務

2 附属機関として、必要に応じて次のものを置く。

附属機関の名称	担任する事務
予防接種健康被害等調査委員会	永平寺町が実施した予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種により発生した健康被害等について、その原因責任の所在を明らかにすること及び補償等の諸措置内容などについての審議等に関する事務
地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する調査、研究及び計画案の策定等に関する事務
障害者基本計画等策定委員会	計画案の策定及びその他計画案の策定に関して必要なことに関する事務
高齢者福祉計画・介護保険計画策定委員会	介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による老人福祉計画の策定又は変更及び町の介護保険及び老人福祉に関する施策の実施状況の調査その他介護保険及び老人福祉に関する施策の重要事項に関する事務
保健計画策定委員会	計画案の策定及びその他計画案の策定に関して必要なことに関する事務
職員退職手当審査会	町長の諮問に応じ、職員の退職手当の支給制限等の処分に係る懲戒免職等処分を受けるべき行為その他退職手当の支給制限等の処分に係る必要な事項についての調査及び審議に関する事務

交通安全委員会	交通事故の防止対策、安全意識の高揚に関する事項を調査審議すること及び交通安全に関する総合的施策と適切な実施を期するため関係行政機関・関係団体との連絡調整を図ることに関する事務
指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成21年条例第19号)第4条に規定する候補者の選定、公募によらない方法による候補者の選定及びその他指定管理者に係る重要事項に関する事務
振興計画審議会	永平寺町振興計画に関する事項について審議に関する事務
結核対策委員会	小学校及び中学校における結核対策の管理方針を検討し、当該結核対策を適正かつ円滑に実施するために必要な事項の調査審議に関する事務
企業版ふるさと納税活用支援事業認定審査会	永平寺町企業版ふるさと納税活用支援事業の補助対象事業を実施する者から提出があった永平寺町企業版ふるさと納税活用支援事業認定申請書の審査に関する事務
永平寺町チャレンジ企業支援事業審査委員会	永平寺町チャレンジ企業支援事業の事業認定及び変更申請の適否に関する事務

(類型化による附属機関)

第3条 前条のほか、次の各号に掲げる類型化による附属機関を置く。

(1) 計画の策定等

ただし、総合振興計画、都市計画等町の基本となる計画を除く。

(2) 受託者の選定

プロポーザル方式により業者を選定する場合の選定委員会等

(3) 本町財産の使用者等の選定

使用していない公共施設を民間に賃貸する際の賃借人の選定委員会等

(4) 補助金、助成金等の交付対象者の選定

(5) 適格者、適任者等の選考

(6) 作品、実演等の選考

2 類型化による附属機関については、町長等執行機関が行政執行上の必要に応じて随時設置することができる。

第4条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。